

母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務の一部を民間委託しました

長野県では、母子父子寡婦福祉資金の貸付金に対する未収金について、未収金の回収を促進することを目的として、未収金の一部債権についてその回収業務を以下のとおり民間の債権回収会社に委託することとしました。

委託対象となった債権の関係者へは、回収会社から連絡が行きますが、御了承願います。

1 委託先

名 称 ニッテレ債権回収株式会社
所在地 東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号

2 委託期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 委託債権

平成 29 年 4 月 1 日現在において償還期限が到来した元利償還金で、県が別途指定するもの